

様式第2号

会 議 録	
会議の名称	令和5年度 第2回 忠岡町文化会館運営員会
開催日時	令和5年12月27日(水) 午後2時00分～午後2時47分
開催場所	忠岡町文化会館 地階第1,2会議室
公開の可否	可
事務局(担当課)	教育部生涯学習課
傍聴者数	1名
非公開の理由	
出席委員	別紙議事録のとおり
会議の議題	別紙議事録のとおり
配付資料	別紙議事録のとおり
会議の内容	別紙議事録のとおり

令和5年度第2回忠岡町文化会館運営委員会会議録要旨

会議録	内容	備考
日時	令和5年12月27日(水)午後2時～	
場所	忠岡町文化会館地階第1・2会議室	
出席者	忠岡町文化会館運営委員 松阪委員長 加藤副委員長 西尾委員 小滝委員 坊委員 藤田委員 花野(相)委員 花野(真)委員	
欠席者	川口委員、上ノ山委員	
事務局	教育部 二重部長 生涯学習課 久貞	
傍聴者	1名	
配付資料	会議次第、資料1～4	

## 令和5年度 第2回 忠岡町文化会館運営委員会 会議録

発言者	進行内容
事務局	<p>皆さま、本日はご多忙なところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。只今より令和5年度第2回忠岡町文化会館運営委員会を開催させていただきます。本日は、お手元にお配りしております「次第」に基づき、進めさせていただきますのでよろしくお願い致します。それでは、本日の資料のご確認をお願い致します。</p> <p>(資料：次第 資料1、2、3、4)</p> <p>当委員会規則第6条第2項の規定により当委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。となっております。本日の出席状況につきましては、委員数10名中、8名のご出席で過半数を超えておりますので、会が成立していることをご報告いたします。続きまして、松阪委員長より、ご挨拶を頂きます。よろしくお願い致します。</p>
委員長	<p>皆さん、こんにちは。年末も何かとお忙しい所ご出席を頂きまして誠にありがとうございます。コロナやインフルエンザも落ち着いたと言いましてもまだまだ油断はできません。どうかお身体にも十分気を付けて頂いて無事に新しい年を迎えて頂きたいと考えております。本日の運営委員会を只今より始めさせていただきますので、どうか最後までご審議の方宜しくお願い申し上げます。簡単ですがご挨拶とさせていただきます。宜しくお願い致します。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。以降の進行につきましては、松阪委員長よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>それでは、「会議の公開、非公開について」でございますが、忠岡町審議会等の会議の公開に関する指針3で原則公開となっておりますので公開と致します。傍聴者は居られますか？</p>
事務局	<p>本日傍聴者1名おられます。</p>
議長	<p>分かりました。どうぞ入室下さい。</p> <p>なお、傍聴者の方は傍聴者心得を遵守していただき、会議の進行にご協力くださいますようよろしくお願い致します。</p> <p>それでは議事に入りたいと思います。次第3「クラブの登録条件及び公民館使用料減免等の見直し」について、事務局より説明致します。</p>
事務局	<p>それでは、「クラブの登録条件及び公民館使用料減免等の見直し」についてご説明させていただきます。資料1をご参照下さい。資料1は後ろに添付している資料2から4の内容を纏めた報告書になりますので、資料1を元に各資料の説明をさせていただきます。まず、前回の運営委員会で議題に上がりました、施設利用の現状と課題についての内容を記載しております。前回の委員会の振り返りになりますが、文化会館での新たな利用機会創出を目指し、働く婦人の家の廃止やWi-Fi環境の整備を進めてきましたが、資料2のとおり、クラブ利用者等が部屋の大半を抑えており、新規利用者の受け入れが非常に難しくなっているため、利用者拡大のためには、クラブの登録条件や、公民館使用料の減免割合等の見直しを検討することが必要であるとの意見を頂戴しました。</p> <p>この委員皆様からの意見を元に、堺市以南の府内13市町の公民館における減免基準とクラブ登録条件を調査致しましたので、資料③に纏めております。資料③をご参照ください。</p> <p>縦の列は自治体ごとに並んでおり、表の左側が部屋使用料の減免基準について、表の右側が登録クラブの使用条件となっております。</p> <p>まず、他市町の減免基準について、資料1にも纏めた内容を記載しておりますが、報告させていただきます。</p> <p>公民館使用料の減免割合を確認したところ、本町と同様に登録クラブの部屋使用料が100%減免となっているのは、高石市、泉大津市、岸和田市の3市でした。</p>

堺市については、部屋使用料が全て無料となっているため減免対応無し、和泉市については、和泉市コミュニティセンターなど指定管理の施設しかなく、減免基準等も存在しておりません。残りの7市町は登録クラブの部屋使用料について、50%~75%の減免割合となっております。他市町の減免基準についての報告は以上となります。

次にクラブの登録条件について、報告させていただきます。資料③及び①の方もご確認ください。

1週間に使える回数は本町と同様に1回程度となっているところが多くなっております。

1回の使用時間については、午前、午後、夜間など時間帯で差異を設けているところもありバラつきがあるが、概ね3時間以内としているところが多くなっております。

クラブ登録の最低人数について、本町と同様の6人以上としている市町は泉佐野市の1つで、本町より厳しい条件である10人以上としているのは泉大津市と阪南市の2つのため、大半が本町の設定している条件より緩い条件となっております。

在住・在勤の割合について、クラブの登録制がある11市町のうち10市町で在住・在勤者の割合を半数以上としています。

クラブ員にしてもらっていることは、大掃除や公民館まつり、町行事への参加など各市町により様々であります。

クラブの登録条件についての報告は以上となります。

最後に、事務局案になりますが、他市町の減免基準とクラブの登録条件の調査した内容をふまえ、昨年の運営委員会でお示しをした忠岡町公民館における登録クラブに関する要綱を修正しましたので資料④をご確認ください。第4条 第1項 第5号中の町内在住者及び在勤者の割合、会員の人数の前に概ねを追記し、会員の人数は概ね6名、構成員の割合については概ね50%以上とし、元々の6名と50%の前に概ねを追記し、条件を緩和しております。

次に、公民館使用料の減免について、他市町では50%~75%の減免割合としているところが多いため、第7条 第2項中の、公民館使用料の免除（使用料に100分の50を乗じて得た額）を記載し50%の減免になることを要綱中に明記しました。

最後に、適用時期は、他の公共施設の使用料見直しも並行して審議を行う必要があることから未定とするとしております。

「クラブの登録条件及び公民館使用料減免等の見直し」について、事務局からの報告は以上となります。

議長 事務局からの説明は以上です。今の事務局の説明で何かご質問やご意見ございませんか。また、事務局が設定した減免基準とクラブの登録条件についてご異議はございませんか。西尾委員いかがでしょうか。

西尾委員 まず登録クラブについてなんですが、文化的な内容や教養的な内容から地域活動に入っていき人が結構いらっしゃるので、そこを下に見てはいけないと思います。岸和田も100%減免でやっている。地域に還元しているクラブは私たちが知らないだけで結構たくさんあります。学校で活動しているとか、町会で頼まれて行っているとか、公民館まつりも自分たちの活動の発表の場なんですけど、行政の代わりにやって頂いているという感覚が非常に大事かなと思います。クラブと横のつながりのクラブ協議会の減免割合をどうするかも課題になってくると思います。阪南の場合、クラブ協議会の活動も有料にしているという公民館があるが、私が指定管理で関わっている公民館は無料にしています。忠岡町は公民館が1つしかないの、横のつながりの分をどうするのか、社会教育活動ということで無料にするのか、もしくは頂くのか、減免の有無を協議する必要があると考えます。以上です。

議長 ありがとうございます。忠岡町の場合はあまり横のつながりはないですね。

事務局 忠岡町の場合は、クラブ協議会のような文化協会がありますが、クラブとは直接結びついておりません。

議長 以前の運営委員会で、クラブを7つの部会に分けて、部会長を選出して文化協会に入ってもら

	ような話がありましたが、未だそこまで出来てないということでもよろしいですか。
事務局	未だありません。資料④の要綱の中に記載のある第五条にそのことが記載されております。
西尾委員	私が知る範囲では熊取町が同じような形態だと思います。文化協議会みたいなものがあって、そこにクラブも入っているというような。
議長	先ほど事務局の方からも説明のありました通り、減免の話も1年から2年かけて進めていきたいという話がありましたが、他に何かご意見はございませんか。花野委員いかがでしょうか。
花野(相)委員	ある程度受益者負担は必要だと思います。割合についてはこれからまた検討していかなければならないと思います。具体的に部会についてはどのような部会がありますか？
事務局	一つ目が文化文芸部、二つ目は美術芸術部、三つ目が音楽部、四つ目が生活部、五つ目が語学部、六つ目が舞踊部、七つ目が運動部です。
議長	運動部のヨガなどのクラブの方は若い人が多いと思うので、我々高齢者と時間が合わないと思うがいかがでしょうか。
事務局	仰る通り、日程調整等が今後の課題になると思います。
議長	花野委員、クラブ生として何かご意見はございませんか。
花野(麻)委員	現在の状況では、クラブ間の連携はほぼありません。どういったクラブがあるのかも知らない。クラブの広告にも力を入れて欲しいと思う。人数が少ないという声はよく聞きます。使用料が無料で使っているのであればもう少し活動した方がいいと思う。横のつながりが出来れば色々なアイデアにつながったりすると思う。
西尾委員	クラブ間で共同しだすと思います。人数が少なくなったということについては、行政側も事業として公民館で活動しているクラブウィークを設けて、クラブでやっていることを体験してもらったりするものもあります。講師謝礼も要らない。もともとクラブはそのためにある。サークルのようになっているのが問題であると思います。
花野(麻)委員	募集だけですと集まらなかつたりするので、体験できるとすごい効果的だと思います。
西尾委員	忠岡町の公民館クラブを体験するウィークというのをやれば結構な人が来ると思います。岸和田でも阪南でもやっていますが、たくさんの方が参加しています。そのためにクラブはあるので、自分たちの活動だけなら有料でやるべきだと思いますし。
議長	ありがとうございます。それも一つのいい案だと思います。
花野(相)委員	広報紙や公民館からの広報活動だけだとなかなか集まってこないと思います。
西尾委員	公民館体験ウィークという事業なので広報紙でも大きく取り上げてくれるので、どうしても見えてしまう、効果的だと思います。町の事業として大々的にやるとたくさんの方が集まります。

藤田委員	他市の広報紙も見たりしますが、忠岡町の広報誌はワンパターンで割り当てが決められている。クラブの名前だけを載せると分からない場合もあるので、紹介は分かりやすくして欲しい。
花野(相)委員	広報だけだと限られたスペースしかないので別紙で案内するのもいいと思います。
西尾委員	チラシを入れるのにもお金がかかるのですか。
議長	各町会さんがやっているので、お金より手間が非常にかかるんです。
坊委員	年に一回、広報で体育協会とスポ少の記事が春に出ているが、文化会館のクラブは確かに広報には出ていない。
花野(相)委員	事務局の方でチラシを作って広報紙と一緒に配布することは可能ですか。
事務局	紙代や印刷代は掛かるが作業としては可能です。
議長	クラブの代表者と今後話を進めて、広報紙にも載せていければと思います。公民館の活性化にもつながると思います。クラブの減免基準や登録条件について何かご意見ございませんか。忠岡町の北は100%減免、南は取っているところが多い。町の方は取りたいんですね。
事務局	受益者負担の観点からは、設備の改修や保守にお金が掛かっている所以需要だと考えます。
花野(相)委員	クラブの受益者負担はある程度は必要だと思います。理想は100%減免ですが。
事務局	他の公共施設とも足並みを揃えないといけませんし、審議を重ねながら設定出来ればと思います。
議長	たくさんのご意見を有難うございます。 他に何かございませんか？ 適用時期等について、決まりましたら運営委員会の方でも報告をお願い致します。 続きまして、次第4「その他」何かございませんか。 「次第4その他」にうつります。なんでも結構です。
花野(相)委員	Wi-Fiは好調ですか。
事務局	現状、あまり効果は見受けられないです。図書館に置くなど違うやり方をやっていきたいです。
花野(相)委員	自習室の稼働状況はいかがですか。
事務局	使用する人間が固定化されており、新規利用者はあまり見受けられません。
花野(相)委員	自習室という名前のせいで大人が使いにくいのかもかもしれません。学生が勉強するところというイメージがある。
事務局	自習室という名前の方も検討して参ります。

議長	図書館で自習している人は多い。
事務局	図書館に置くと利便性に繋がると思う。
西尾委員	図書館は昔よく使っていた。吉井町に住んでいた。岸和田よりよかった。自習をよくしていた。
議長	たくさんのご意見を有難うございます。 他に何かありませんか？無いようですので、以上を持ちまして、本日の会議は終了いたします。 次回の委員会では、減免基準やクラブ登録についての見直し以外にも、開館日を増やすかどうか など運営方法についての審議も出来ればと考えております。次回はいつ頃開催予定ですか？
事務局	開催日時等につきましては、日程調整させていただき、決まり次第、案内文をご送付させていただきます。
議長	分かりました。 これを持ちまして、「令和5年度第2回忠岡町文化会館運営委員会」を終了いたします。 事務局よろしく申し上げます。
事務局	議長、どうもありがとうございました。これを持ちまして本日の会議は終了させていただきます。 委員の皆さま、長時間有難うございました。 (14時47分 終了)